

新旧対照表

新	旧
<p>建築物省エネ法評価業務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>この評価業務規程(以下「規程」という。)は、【登録建築物エネルギー消費性能評価機関名】(以下「当機関」という。)が、建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第24条に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関として行う法第24条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に関する評価(以下単に「評価」という。)の業務の実施について、法第61条第2項において準用する法第53条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。</p> <p>(評価の申請)</p> <p>第6条</p> <p>1 評価を申請しようとする者は、当機関に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)別記様式第30による申請書に、別に定める【建築物省エネ法性能評価業務方法書】(以下「業務方法書」という。)に規定する図書を添えたもの(以下「評価用提出図書」という。)を提出しなければならないものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(評価書の交付)</p> <p>第10条</p> <p>1 当機関は、第9条による評価の結果、申請に係る特殊の構造又は設備を</p>	<p>建築物省エネ法判定業務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>この評価業務規程(以下「規程」という。)は、【登録建築物エネルギー消費性能評価機関名】(以下「当機関」という。)が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第24条に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関として行う法第24条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に関する評価(以下単に「評価」という。)の業務の実施について、法第61条第2項において準用する法第53条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。</p> <p>(評価の申請)</p> <p>第6条</p> <p>1 評価を申請しようとする者は、当機関に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)別記様式第30による申請書に、別に定める【建築物省エネ法性能評価業務方法書】(以下「業務方法書」という。)に規定する図書を添えたもの(以下「評価用提出図書」という。)を提出しなければならないものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(評価書の交付)</p> <p>第10条</p> <p>1 当機関は、第9条による評価の結果、申請に係る特殊の構造又は設備を</p>

新	旧
<p>用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めたときは、その結果を施行規則別記様式第 31 による評価書に記載し、業務方法書に規定する図書を添えて申請者に交付する。また、法第 <u>33 条の 2</u> の規定に基づく <u>建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和 5 年国土交通省告示第 970 号）</u> における第三者による <u>評価</u> を活用するために必要な結果を施行規則別記様式第 31 による評価書に記載することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めたときは、その結果を施行規則別記様式第 31 による評価書に記載し、業務方法書に規定する図書を添えて申請者に交付する。また、法第 <u>7 条</u> の規定に基づく <u>建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）</u> における第三者 <u>認証</u> を活用するために必要な結果を施行規則別記様式第 31 による評価書に記載することができる。</p> <p>2 （略）</p>